

事業継続支援金・事業再開助成金について

1 対象となる方

【事業継続支援金】

- ・福島県の緊急事態措置に基づく施設休止、休業、時間短縮営業の要請対象となった業種で、令和2年4月20日以前に市内に営業所等の登録があり、同日以前の営業実績があること。
- ・福島県緊急事態措置に基づく要請に応じ、令和4月21日から5月15日の緊急事態措置期間中に少なくとも1日以上要請に基づき休業等を行ったこと。
- ・会津若松市暴力団排除条例（平成23年会津若松市条例第4号）に第2条に定める暴力団員等と関係を有するものでないこと。

【事業再開助成金】

- ・事業継続支援金の対象となる方。
- ・福島県新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、その後、事業再開のための取組を行ったこと。

2 申請方法について

- ① 申請書をホームページからダウンロード又は市商工課に電話をいただき申請書入手
※ 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、できる限りダウンロード又は郵送での申請書入手にご協力ください。

- ② 申請書と必要書類を合わせて支援金等申請窓口へ郵送

※必要書類はチェックシートをご確認いただき、漏れの無いようご準備ください。

※ 窓口での3密の状況を避けるため、原則郵送での受付となります。

郵送先：会津若松市町北町始字宮前 125 シゲキ会津インタービル1階

事業継続支援金・事業再開助成金受付係

(受付係受託先：富士ソフトサービスビューロ株式会社)

※ 申請書の受付期間：5月22日から8月31日まで（当日消印有効）

- ③ 市から支給決定通知・口座へ支援金等の入金

お問い合わせ：市総合コールセンター(支援金等相談窓口)0570-026-263

または 市商工課 0242-39-1252